

困難な問題を抱える女性のSNS相談事業及び居場所支援事業業務委託に関する
質問及び回答

令和8年4月28日
家庭福祉・施設整備課

番号	質疑	回答
1	SNS相談員の配置において、所定の相談時間における業務責任者の常時配備は不要でよいか？	お見込のとおり、所定の相談対応時間において、SNS相談員の体制が確保されていれば差し支えありません。
2	「居場所の提供の際、夜間を含め、速やかに利用者と連絡が取れる体制」や「関係機関や自立支援の同行支援」は、SNS相談員とは別の管理メンバー等でもよいか？	SNS相談員と別のメンバーで差し支えありません。